

第12回運営調整部会 会議録

会議の名称	第12回 運営調整部会
開催日時	平成20年12月9日(火) 18時35分から20時44分
開催場所	川口市職員会館 3階 会議室
出席者	(部会長)立石部会長 (副部会長)平副部会長 (部会員)金子委員、神尾委員、高橋委員、浅羽委員、鈴木委員、三宅委員、堀和委員、吉澤委員、石井委員、豊田委員、伊田委員
会議内容	1.(仮称)川口市自治基本条例(素案・案)について 2.第2回パブリック・コメントの実施について
会議資料	・(仮称)川口市自治基本条例 新旧対比表(素案・案-素素案) ・素素案における前文 ・(仮称)川口市自治基本条例(素案)
発言内容	<p>開 会 運営調整部会長</p> <p>本日は、前回の運営調整部会での議論を踏まえて、再度、起草委員会でご検討いただいたので、その結果をご報告いただきたいと思います。</p> <p>その上で、素案の案を確定していただき、第2回目のパブリック・コメント、そして各部会からご意見等をいただくことと考えているので、よろしくお願ひしたい。</p> <p>これから、第12回運営調整部会を開会する。本日の議事は(1)(仮称)川口市自治基本条例(素案・案)(2)第2回パブリック・コメントの実施についてである。</p> <p>それでは、次第の2、(1)(仮称)川口市自治基本条例(素案・案)について、起草委員会の委員長からご説明いただきたいと思います。</p> <p>(仮称)川口市自治基本条例(素案・案)について</p> <p>起草委員長</p> <p>12月4日に11回目の起草委員会の検討が終わり、その後幾つか文言を若干修正したところであるが、今回は、とりあえず確定したものを提出させていただきたいと思う。</p> <p>本日の資料は、資料 1から 3まであり、まず、資料 1をご覧ください。これは、右側の列が前回までに確定をした素素案であ</p>

る。(旧と書いてある。)それで、左側は、今回お示しする素案の案になる。

それでは、表の見方を説明する。右側に【1】、【2】、【3】とある。これは、素案で確定したときに最初から順番につけた条例の番号になり、左側の素案・案に対応したものになる。なお、素案の条文を複数にわけたり、ひとつに纏めたりしているので、重複があるのでご了承ください。

それから、左側の素案・案は提案したい条文の順序で並べてある。また、 とあるが、この番号は前回の素案たたき台を示した時の番号であるので、前回の条文を比較する際に参考にしていきたい。そして、一番左側の枠に第1条とあるが、これは条文とした場合の条文の番号になる。また、ローマ数字は第 号となる。

また、素案・案に説明という項目がある。これは、素案がどうしてこのような素案・案になったかを説明している項目になる。それから、この条文ができた場合には、逐条解説もつくる予定になっているが、一部、逐条解説に落とす項目についても列挙してあるとご理解をいただければと思う。

それでは、前回ご報告しているいろいろご意見をいただいた点について、幾つかの変更等があったので、ご報告をしたいと思う。

まずは「協働」についてである。「協働」の項目について、これは起草委員会に持ち帰ったときの私の理解では、定義はいじることではできないが、どの条文に置くか、前後の条文をどのようなものにするか、あるいは、条文の見出しをどうするかなど、工夫は可能であるとして承いただいたと理解している。また、見出しについては「協働の原則」ではなく、「市民と市の協働」という形でご了解をいただいたと思う。そして、定義は設けないが、定義の趣旨とは、こういった見出し、それから場所において示されているのではないかということで、そのままに残してある。

前文について、資料 3 をご覧いただきたい。これは資料 1 の左側の素案・案を必要ところだけを抜き出したもので、条文の形になったものが資料 3 である。各部会の前文の案を各要素に分解して並び替えたものである。起草委員会では、これを見ながら共通な部分を纏めて前文とした。ただ、一部変更をした箇所がある。「協働」について、各部会の委員の方やパブリック・コメント等のご意見で、ボラン

ティア等の実績も載せたほうがいいのではとのご指摘あり、「協働」と関連して前文に載せさせていただいた。

それから、「市民の責務」。これも、出口がなかなか見えなかった点ではあるが、これについては、「責務」という言葉を入れないが、実質的に責務らしきものは入れても構わない、あるいは、そういうアイデアを出してこいということが、前回の運営調整部会での議論であったと理解している。

そこで、具体的に幾つか変更点がある。第8条の末尾が「市民は、互いの権利及び利益を尊重しなければならない」としているが、前回は「尊重するものとする」となっていた。責務的な要素を排除した規定としていたが、「尊重しなければならない」という形に文言を変更することをご提案したい。

もう一つは、第7条の第4項を新しく設けたこと。第1項は市民が意見を表明する権利、それから第2項は情報を知る権利、第3項は公平・誠実な扱いを受ける権利になっており、第4項として、「前3項に規定する権利を濫用してはならず、常に自治の実現のために行使するものであることを認識しなければならない」という規定を設けた。これも、責務という言葉は使っていない。これを今回ご提案したい。

それから、市政オンブズマン。こちらは、設けるべきではないが22票、賛成が10票。この数字を勘案してくださいというのが前回の調整部会での宿題だったと思う。オンブズマンは、将来的にできるといふ形のほうがいいというご指摘があったので、第28条に新しく項目を設けた。行政評価と監査の後に、「公平かつ誠実な行政運営の確保」という項目で市政オンブズマンに言及した。であるから、例示として市政オンブズマンを出しており、趣旨としては行政運営の監視・改善を行うための制度をつくることはできるといふ形にしている。あくまでも市政オンブズマンは、一つ的具体例として挙げた例をご提案したい。

それから、住民投票。住民投票は、かなり大幅な変更をした。前回は、発議要件をきちんと書くべきであるというご指摘をいただいたと思うので、これは第30条の第1項に入れてある。ただ、これについては、パブリック・コメント、あるいは策定委員の方からのご意見の中で、要件については慎重にすべきだというご議論があったので、住民投票については、条例で決めるべきという項目を新しく設けた。第

30条の第3項で、具体的に条例で定めなければいけない項目を列挙し、そのほかの要件はきちんと条例で定めることとした。

あわせて、今回は、「住民投票」とご提案をしたが、これを「市民投票」に名称を変更した。まず一つの理由として、「住民」という言葉が突然ここで出てくる。パブリック・コメントなどで、「市民という概念と住民という概念が並んでいると、混乱するのではないか」というご意見であった。

それから、もう一つは、「市民」の概念は、第2条に定義からかなり広がっている。そうすると、住民票を持ってない、あるいは、川口市に住んでいない方についても住民投票を認めるのではないかという疑念が生じてくる。これについては、【40】(素案・案の第30条の第1項)で「市内に住所を有する市民」という形で特定している。

さらに、年齢をどうするか、あるいは、外国の方をどうするかなどの問題があるので、投票を有する者の資格について条例できちんと定めることを明記した。

それから、前回、第7条の第5項は、条例という形では明示をしていなかったが、条例に戻すべきだというご指摘を受けたので、これは条例に戻している。

それから、「協働」も(第5条の第3項)「協働を推進するために必要な事項は別に条例で定める」に戻した。

それから、運用推進委員会についても、素案の中では、条例という明示はなかったが、条例という法形式の重みを考慮し、協働推進条例、市民参加条例、それから市民投票条例とあわせて、運用推進委員会も条例で定めるということに変更をした。これを提案したいと思う。

それから、自治基本条例を具体化するための条例が、この自治基本条例の中に4つ上げられている。そうすると、来年度の4月1日の段階で、このままだと、下位条例をつくっておいて、自治基本条例を施行しなければいけなくなる。であるから、少しタイムラグをつくり、個別条例ができる間、関連する条項の施行をストップしておく必要がある。

それで、先ほどの4項目について、施行日を一応4項目挙げさせていただきたいと思う。これらは1年置きになっている。まず、最初に運用推進委員会は、平成22年。それから市民参加条例は、1年先、協働推進条例は、さらに1年先、それから市民投票条例は、4年後ということになる。

この趣旨であるが、運用推進委員会はできるだけ早くつくったほう

がいいということで1年になっている。それから、市民投票については、いろいろ議論があるのではないかとということで、4年としている。それから、市民参加条例と協働推進条例であるが、特に協働推進条例については、いろいろ議論もあると思うので、市民参加条例よりも多い、3年としている。

たまたま1年ずつずれているが、これはあくまでもサンプルである。本当は空欄で提案しようかという議論もしていたが、起草委員会の意見としての考え方を提案した。

最後に、前文の分量を目安としては、大体条文全体の4分の1くらいで案をつくってきた。

例えば、日本国憲法の前文は、大体本文の17分の1くらいである。ほかの自治体は、おおむね4分の1から6分の1くらいだと思うので、川口では、とりあえず目安として4分の1という字数を設定してつくった。

それから、もう一つは表現。これは、各部会から、「です・ます」調にするか、「である」調にするかとの議論があったと思うが、起草委員の中では、これはあくまでも技術的な話が非常に多いので、「である」調から「です・ます」調に変えると、かなり個別の条例との整合性を検討するロスや、技術的なハードルがなかなか高いということで、まずは「である」調でつくってきた。ただ、前文については、「です・ます」調で書かせていただいている。説明は、以上である。(以上、起草委員長)

運営調整部会長

ありがとうございました。

それでは、早速、ご意見をお聞きしたい。

新しい案の市民投票では、請求があった場合に、市議会の審議なしに市民投票を行うという理解でいいのか。ある市では、それでも市議会で審議してから市民投票を実施しているところもあるようだが。

前回、運営調整部会で、そのように議論された経緯があると思う。  
(起草委員長)

逐条解説は、これからつくるのか。そこで、川口市自治基本条例の

運用推進委員会の設置は1年後になるということなので、逐条解説に、メンバー構成について、策定委員などでこれまでの自治基本条例策定の流れがわかる方、もしくはそういった全体的なものをつかんでいる有識者の方をメンバーに、できるかぎり入れるという文言が入るといいと思うがどうか。

いろいろとこれも議論があると思うが、運営調整部会、あるいは、各部会でアイデア等を出していただくのが筋かなと思っている。  
(起草委員長)

以前、部会でも議論されて、これから全体的に議論したほうがいいと思うが、市民参加条例と市民協働条例はかなり似ている部分があると思うので、別につくったほうがいいのか、それとも1個でつくったほうがいいのかを今後議論する必要があると感じた。

ただ今のご意見のように、私は一緒にしても全然問題ないと思うが、条例が施行される前の段階で、基本的な方針は決めたほうがいいと思う。(起草委員長)

市民の定義から法人を除くというところであるが、例えば、その後、市民は市と協働することができるとなった場合に、法人といっても事業者やNPO法人などいろいろあると思うので、NPO法人と市の協働ができなくなると心配である。

法人を除くということは、編集委員会の中で決まったことと理解している。

それから、ご指摘の点については、第9条に、市民の方が、町会自治会等の地縁団体等々を含む自主的に形成された市民団体、そこにはNPO法人も入っていて、こういう活動を行うということができるとなっている。条例としては、こうした活動を市民が行うことを推奨しているということになると思う。

だから、先ほどの第5条とあわせて読めば、市民の方が団体として、組織として活動することは当然念頭に置かれているので、その点については、心配はないと思っている。(以上、起草委員長)

私の認識では、NPO法人と市が協働する場合は、その一人一人の

市民と確かにかかわってはいるが、やはり法人として市と協働していくことになるので、違うのではないかと感じる。

例えば、日本国憲法に結社の自由というのがある。結社の自由とは書いてあるが、法人については全然書いてない。ただ、結社の自由があることを前提にした場合には、この結社として、結社そのものが活動することも当然含まれているのは、一般の法律学の理解だと思う。

市民の方が読まれて、そうではないと言われるかも知れないが、法律家が読めば、これは市民自身が団体を結成できる、組織を結成できるという結論になる。

それから、あわせて、先ほどの第9条の第2項という条文もあり、市民団体が、自治を実現する担い手としてここでも認められている。(以上、起草委員長)

第10回の運営調整部会の議事録を見ると、逐条解説は12月上旬までにとあり、大分おくらしているようであるが、いつごろ逐条解説ができるのか。その後、審議をどのようにするかという点をお聞きしたい。

個人的には、逐条解説は大和市並みのものが必要かと思うが。

これは、起草委員会を立ち上げる時点でご説明した点でもあり、12月の中旬までには逐条解説ができないということは申し上げたと思う。ただ、基本的な方針で、どういう項目が入ってくるかということは申し上げたいと言った。

項目としては、素案の中で説明が入ってくるとご理解いただければいいと思う。

もちろん、これが全部ではない。率直に言うと、どういう行程でやるのか、まだスケジュールとして立っていない。ただ、4月1日の施行までにつくらなければいけないので、鋭意努力していく必要があるとは思う。

運営調整部会で、起草委員会でいつまでにつくれということになれば、それはまた作業していくことになると思う。(以上、起草委員長)

運営調整部会長

逐条解説については、いつまでにとということよりも、まずはこの素案の案を確定してほしいということを運営調整部会で確認した。

先ほどの浅羽委員の意見であるが、市民個人レベルで市という組織と協働するというのは、現実的にほとんどないと思うのだが。

私の理解は、編集委員会の議論の中では法人は含まないということだと思ったので、そのままにしてきた。ただ、それを工夫して、法人を含むということで対応するとなれば、例えば第9条第1項がある、第2項があるということが、先ほどの説明となる。(起草委員長)

いろいろ工夫されたことは、大変よくわかる。ただ、要は、その辺のことを逐条解説に書いていただかないと、市民の方々は、その苦労がわからないと思う。

また、運用推進委員会の規定で、現在の案であると、施行から1年間全く委員会がない場合もあり得ると思うので、来年度中にこの運用推進委員会を立ち上げるという考え方もあり得ると思うのだが。

これはあくまでもサンプルである。これから議論の中で、具体的にどういう制度をつくるとか、あるいは、どういうメンバーにするのかという方針が固まっていけば、恐らく設置は早くなると思う。あるいは、全く決まらないのであれば、もしかしたらおくれるかもしれない。今後の議論次第だと思う。(起草委員長)

今後、部会でも検討したほうがいい。また、条例設置となると、やはり1年ぐらい余裕を見たほうがいいと思う。

1年ごと順に個別条例を設置していくことはすばらしいと思う。広報・P Iで、個別条例の細かい事項についてはこれから決めていくということを広報でP Rしていく必要があると思う。

だから、この個別条例の決め方をどこかで議論をしたい。こんな形で市民に広報し、市民から公募をし、こういう委員によってこの条例を整えていくなど、広報・P Iで何かできるのか、この辺を運営調整部会から部会におろしていく必要があると思う。

確認であるが、きょうのところは、この中身の議論ではなく、これを理解して、各部会で議論するということがよいか。

運営調整部会長

そうである。

期日はどうなるかわからないが、ぜひともご検討をお願いしたい。  
(起草委員長)

運営調整部会長

この附則については、今、皆さんから意見を聞いていると、運用推進委員会のメンバーや規定の日程などを議論するべきではないかという意見が出ている。ぜひ部会で議論していただき、次回の運営調整部会に持ち寄り、そこで議論をさせていただきたい。やはり、最終的に決定するのは、運営調整部会ということにしたいと思う。

正式に逐条解説について、起草委員会でいつまでに作ってほしいということは、運営調整部会としてまだ決めていないと思っていたが。

スケジュールにでていたと思うが、1月8日の運営調整部会に逐条解説の第1弾が出て、調整し、20日の運営調整部会と全体会で確定すると理解していたが。

運営調整部会長

多分、皆さんの中では、新たな組織ということではなく、この素案をつくっていただいた起草委員会に逐条解説をお願いしたいということだと思うが。

この逐条解説の作成作業は、ものすごくボリュームがあると思う。原案ができて検討するとなるとむずかしいと思う。例えば、大和市の話だが、逐条解説を別冊で市民に配っている。別冊にできればしたほうがいいと思うので、逐条解説の作業スケジュールを詰める必要があるのではと思う。

まず前提として、逐条解説は、本文の策定作業と同じスケジュールでいくのかどうかという点があると思う。本文は本文、逐条は逐条で、重みは全然違うわけで。逐条というのは、あくまでも策定委員会でつくった人たちの意見だ。

条例の本文を策定するスケジュールまでに全部逐条解説もつくりなれないといけないという考え方ももちろんあると思うのだが、他方で、あ

くまでもそれは、本文はここまでで、逐条解説については施行までにつくればよいという考え方もあり得ると思う。どこでタイムリミットを設定するか、いろいろあると思う。(以上、起草委員長)

休憩

運営調整部会長

逐条解説について、これまで編集委員会の議論を引き継ぎ、起草委員会で説明を作ってきた経緯があるので、1月8日をめどに起草委員会で作成いただければと思う。よろしく願いしたい。

確認であるが、1月8日にまず起草委員会から逐条解説が提出されて、それを、また、部会で検討する時間があるのか。

運営調整部会長

1月8日までに作り、その後、部会でまた検討いただくことになると思う。

逐条解説を見なければ条文を解釈できないというのはおかしいと思う。

どうしても条例本体が一人歩きする部分もあると思う。要するに、逐条解説でこれは載せるから、そっちを見ればわかるというようなことはしないようにしたほうがいい。

大和市では、条例がありその下の解説書を見れば意味がわかるようにまとめられている。また、各家庭に保存版として配られるような形になればいいのではないかと感じる。

運営調整部会長

この素案をつくるに当たってかなりご苦労があり、委員の皆さんの中で二つに割れている意見を一つにしているだけ、市民のみなさんが色々と疑問に思う部分もあると思う。

いずれ逐条解説書を発表し、それに対しての問い合わせは事務局に答えていただく形にしていけばいいと思っている。

逐条解説については、起草委員会だけでなく、事務局も協力して、わかりやすく説明されたものを作成していただきたいと思う。

市民が見て、わかりにくい部分は、逐条解説でわかるようにすることが必要だと思う。ただ、自治基本条例はひとり歩きをするべき条例だと思っている。いろいろな市民が勝手に解釈して、自分の好きなように都合のいいように解釈するべき条例だと思う。そういう意味では、策定委員会で何でもかんでも、これはこういう意味ですよ、ということ、最小限度に抑えていく必要がある。それでこそ、いろいろな市民に関心を持って運用されていく条例になっていくと思っている。

50万人の中の50人で決めたことはここで、あとは50万人全体で具体化して、市民の皆さんで好きなように解釈してくださいというのが、この自治基本条例の本来の趣旨だと思う。

そういった意味では、必要なところは必ず書く。だけれども空欄にすべきところは空欄にしておく。あるいは決まらなかったところは、決まらなかったということで率直に書くというのが、逐条解説のスタンスでいいと個人的には思っている。(以上、起草委員長)

この条例の名前はどうか。決め方を議論しておいたほうがいいと思うが。

#### 運営調整部会長

今までも多数決は、一切取ってこなかった。名前の議論をしても、何日たっても決まらないと思うので、運営調整部会の皆さんからの意見を集約して、正副部会長で相談させていただくことを提案させていただくことでどうか。

市民の方から応募をいただき、その中の意見を策定委員の中で検討するというのはどうか。

そういう機会を通して自治基本条例をより一層市民に浸透させるということもあるし、それから市民の意見を聞きながら、作業してきたという実績にもなると思う。

ただ、心配は、市外の方が応募したときに、市外の方の意見が採用された場合どうかという感じがある。また、手間の問題、経費の問題などの心配もある。

名称はゼロベースではなくて、既に編集委員会で三つに絞り込まれている。その意味では選択肢になると思うが。

運営調整部会長

12月10日から19日までの期間でパブリック・コメントを予定している。ある意味、三つの名称についてパブリック・コメントで聞けるタイミングは、ここしかないと思う。

部会長の言う話は民主的であると思うが、議論の経緯を踏まえた選択にはならない。選択されても、本質からずれた部分での市民意識の反映になりはしないだろうか。

どの名前に人気が集まったかではなく、名前について意見をもらうということであればありえるかと思う。

その意見もわかるが、やはり数を比べることになる可能性がある。となると、策定委員会の50人で責任を持って決めたほうがいいのではないかと思うが。

むしろ数で決めたほうがいいと思う。それは市民ではなく、全体会でやったほうがいいと思う。部会でも、編集委員会でも決められなかったので、全体会で決めないともう決まらないと思う。

市民の声という聞こえがいいが、もうここまで来たら策定委員で決めてもいいのではないかなと思う。

パブリック・コメントで、市民の意見を聞けるのであれば、それもいいかと思う。

全体会で決めたほうがいいと思う。というのは、運営調整部会に出てこられない委員も、自分たちも参加して名称も決めたということが必要だと思う。

運営調整部会長

全体会での決め方はどのようにするのか。

多数決としてはどうか。

決め方は、議論した上で最終的に多数決とする。それは、「三つの案について丸をつけて投票する」としたほうがいいと思う。議員であれば、誰がどういった意思表示をしたかというのは大変重要になるが、今回はそうしないほうがいいと思う。

運営調整部会長

議論はどこですか。

議会でもそういう場面があると思う。賛成討論というか。

すでにながりの議論をしている、それぞれの案にそれぞれの根拠がある。また、それは資料としても配布されている。

この論点については、編集委員長の意見に賛成であるが、資料ではなくても、投票するときに、事務局から口頭でメリット、デメリット含めて説明していただければいいと思う。(起草委員長)

運営調整部会長

例えば、市民に意見を聞くという形でも、それを反映できるかが難しいと思う。

最終的には全体会で、無記名で投票するというところでどうか。

その投票は1月20日になるのか。

運営調整部会長

そうである。その1月20日の前には、委員の皆さんに通知を出すこととして、事務局から説明文を8日の運営調整部会に出してもらおうとしてはどうか。

事務局も大変多忙であり、口頭の説明でいいと思う。(起草委員長)

運営調整部会長

既に三案の検討がされているので、この説明を通知に織り込めると思うが。

1点、細かいことであるが、投票のとき委員長は投票権を持つのか。

運営調整部会長

持たなくていいかと思うが。

議会と違うので持ってもいいと思うが。

同数になる場合があると思うが、仮に同数になったら再投票するというのでいいのか。

運営調整部会長

その意味では、私が最初から入ったほうがいいと思う。最後は私が決めることになると、私自身も嫌なので。

では、私も投票させていただくということでよいか。

異議なし

運営調整部会長

同数だった場合、三つ共に同数な場合もあり得る。この場合、再投票ということでよいか。また、もし出席できない方は、あらかじめ事務局に伝えていただく不在者投票も可能とするというのではどうか。

不在投票の人は決選投票(再投票)に参加できないということなのか。

運営調整部会長

そうなる。これはご理解していただくしかない。そこで電話で聞いてというわけにはいかない。

では、案内通知には、1月20日の運営調整部会で投票により名称を決定する。当日来られない方は、名称を事前に事務局に提出する。ことを書くということでよいか。

本当に起草委員会の委員の方には、非常にタイトな中で、皆さんの意を酌んだいい文書をつくっていただいたと思う。ここで、これを素案として確定させていただく。

それでは、今後の部会では、運用推進委員会のメンバーをどうするか。市民参加と協働推進の条例を二つのままか、一つの条例とす

るか。 規定の日程（期日）をいつにするか。部会で検討してきていただきたい。

部会で素案の中身を議論してもいいのか。

運営調整部会長

議論していただいてよい。素案を部会に持ち帰っていただき、それぞれの確認をいただきたい。そして、部会での意見等を取りまとめいただいて、次回の運営調整部会で検討する。個別条例の期限についても議論いただければと思う。

フォーラムや対話集会で、市民の方々のご意見等があり、「責務」については入れたほうが良いという意見が多かった。その意味で、市民から出された意見を省みず、我々50人の策定委員でつくれば良い、ということで本当にいいのか。

それから、50人の委員の中でも「責務」や「協働」について、意見はあっても、今さらどうにもなるものではないというあきらめの観念でいる方もいると思う。

この2点について、委員の中で整理しておいた方がよいのではないかと思う。

運営調整部会長

素案の段階でも全てを納得して賛成している方が、全員ではなかったと思う。私自身も個人的な意見もありながらも、皆さんで決まったことは納得しなければいけないと理解している。

本当に忸怩たる思いがあると思うが、先ほどの説明のように、そのために起草作業で様々な工夫がされてきたと思う。

やはり市民としては、「我々が出した意見はどうなのか、どう取り扱ってくれたのか。」ということがあると思う。我々の議論のなかでは、多数の方が集まった合意の中であるから、やむを得ないと思う。しかし、市民に対しての対応については、きちん整理した形を示す必要があのではないかと思う。

起草委員として、ご自分の考えは既に起草作業の際に反映させているのでは。今そういう話が出てくるとは不思議に思っている。

市民の意見をどうするかという問題において、割り切れない部分がある。

起草作業の中では、高橋委員は、ご自身の主張を展開されてなかったと理解している。その上で、今、発言されているのは、運営調整部会の委員としての発言と私は理解している。

私の理解では、パブリック・コメントとか、あるいは対話集会等の意見は、素案をたたいている段階で、検討はされたと思う。検討されたというのは、起草委員会の中ではハードルを越えられないので、運営調整部会で諮っていただくという意思決定をしている。

これも一部の委員の方からそれは起草委員会の越権であるという批判もいただいているが、起草委員会の中で、パブリック・コメント等を踏まえると、これは変更すべきであろうという決断をして、お諮りした結果、文言を変えることは既に行っている。

その意味で、手続の中で、市民の方の意見について議論をしてきたと思っている。(以上、起草委員長)

素案を作るときに、100%皆さんが納得のいくものは無理だということになったと思う。そのためにも、運用推進委員会を設置するのだと思う。つまり、条例をつくり、その後時代が変わっていくものに対応するためにも、運用推進委員会で、そうした状況に合わせたものとして条例を見直す、という趣旨が議論されていたかと思う。

できあがった条例は、80%くらいのもかもしれない。しかし、その後90%、95%に近づけていくものを、逆に皆さんが守り育てていく形で、今後改善していくのではないか。

先ほどの委員がおっしゃっていたこともよくわかる。たしかにここにいる方々は、策定過程を理解しているので、こういう結果になったことは理解してくれると思うが、それ以外の方が本当に納得してくれるかどうかである。

例えば、運営調整部会や起草委員会の議論の過程を議事録で残して、ホームページにアップするというのはどうか。議論の過程がわかれば、納得してくれると思う。

市民の意見が十分理解されているのかという点では、一般の委員(運

営調整部会以外の委員)からすると、そのところが見えない。今回実施する第2回目のパブリック・コメントの意見について、できるだけ誠意をもって対応をしないといけないと思う。具体的にどうするかは見当たらないが。

運営調整部会長

その誠意というものが、どこまでのものかそれぞれ尺度が違うと思うが、この委員会で話し合い、素案の段階でもパブリック・コメントをしようとか、今回も2度目のパブリック・コメントをしようとか、これは皆さんの中から市民の方の意見を多く聞こうということのあらわれでなったと理解している。私は一概に市民の皆さんの意見を聞いていないとか、大切にしていなとは思わない。

私自身もかなり発言しているが、いろいろな市民の意見を目を通しながら、斟酌しながら、この議論に参加しているつもりである。

そういうことから考えると、抽象論で市民の意見がどう採用されてきたかということではなく、各委員が、パブリック・コメントなどの意見をもとにここの議論に参加していると思うので、市民の人たちの意見を無視するのではなく、十分尊重していると思っている。

運営調整部会長

皆さんには、市民の意見を聞き、その上で参加していただいていると思う。

この運営調整部会や自治体条例の策定委員会の仕切り役として、市民の意見を聞かないとか、尊重しないということはしたつもりはないと思う。逆に皆さんからの意見を聞いて、じゃあこういった対応をしようとか、また採り入れようとか、検討してきていただきたいとか、このようなことをやってきた結果が積み重なってきていると思う。

自治基本条例は、将来にわたってということを出発しているものの、歴史と議論の発展によって、こんなものつくったのかと、3年後にいわれる可能性もある。三宅起草委員長が、いろいろな広い解釈を市民にしていただければ、50人ではなくて、50万の条例になるといっていたが、その意味でも、それぞれの委員は、腹八分目で議論をしていかなければならないと思う。

50人の委員の大方が市民の方の意見にも十分対応しているということであれば、それはそれでいいと思う。

ただ、「協働」と「責務」の話をすると、大方の方は「責務」を入れるべきだとしているし、「協働」についてももっと前向きな意見である。例えば庁内のアンケートの結果でも、「協働」については8割必要、それから「責務」については9割が必要だといっている。やはり市民の普段の良識が大事だということからすれば、市民の方も大方の意見がそうであれば、それを採り入れたほうがいいのではないかと思っている。

委員から前回、対話集会等は関心の深い方が来ているのだから、「協働」や「責務」が必要であるとの意見の割合が多いとあったが、私としては、やはり大方の市民は「協働」と「責務」について必要であると見ている方が多いのではと思う。その意味では、我々の案としては少しそういうものから後退しているのである。

つまり、意見の中に条例の作り方が早急すぎるという意見がたくさんあった。それを採り入れて、もっと議論の時間をつくらうという提案なのか。

そういうことではない。スケジュールが少し厳し過ぎるという意見があったが、もう少し議論を詰めるということをおかしいと思う。

ただ、市民の意見の大事な点はきちんと説明できるようにしておく必要があると思う。

先ほどご指摘いただいたパブリック・コメントについては、起草委員会の中で1つ1つ検討している。不十分だというふうにご指摘もあるかもしれないが、細かい指摘でも修正すべきところは反映させたり、逐条解説に書くといった対応はいろいろとしている。

それから、今、高橋委員からもご指摘があったけれども、「協働」の提起を入れてほしいとか、あるいは「責務規定」がないのはおかしいのではないかという意見については、市民の方はトータルで見て、こういう見解であろうということをお聞き取りして、前回調整部会でもご相談している。(以上、起草委員長)

45人の人が、本当に1年以上も議論をしてきたことがまさに、市

民がつくったということだと思う。これはある意味、市民の議論をこの段階では最大限出し尽くしてきたと、納得した方がいいと思う。あとは今後、条例の運用や解釈がどのように発展するかということを楽しみにしていけばいいのだと思っている。

私もそう思う。それに、結論がでなかった点についても、今後、個別条例のところで議論を重ねることができる。まずは枠組みづくりというところが、この条例の本旨だったのかなと思う。個別条例にゆだねているからまた発展性があるし、変えられないわけではない。まさにそこで声が大きく上がってくれば変えていけばいいのではないか。

これから条例が制定されたあと、市民がまた加わり、同じ議論を多分やると思う。でも、参加してきてくれることによって深みがましてくると思う。だからこれからどうやって広報でPRをしていくかが大事ではないかと思う。

そして先ほど言ったように、個別条例が順々にあるわけで、これをそれぞれ市民に提案して、そして市民がまたこれに参加していただければいいと思う。

## 第2回パブリック・コメントの実施について

### 運営調整部会長

それでは、きょう提出いただいた案を素案として、12月10日から19日までの10日間、パブリック・コメントを実施するので、よろしく願いたい。

また、各部会についても、パブリック・コメントの実施とあわせてご意見をいただきたいと思っている。

さらに寄せられたご意見等の取り扱いは、各部会からのご意見の取り扱いとあわせて、起草委員会でご検討いただきたいと思う。

最終的には、パブリック・コメントの1回目と2回目に出た意見に対する回答はホームページに出るのか。

2回目のパブリック・コメントを明日から10日間開催して、その意見を取りまとめ、起草委員会の中でたたいてもらう。1回目と2回目をあわせて、最終的に確定した段階で公表させていただきたいと考えている。

	<p>また、各部会でも、パブリック・コメントとあわせて、素案に対する意見について検討いただいて、12月19日までに取りまとめていただきたいと思っている。</p> <p>したがって、きょうの会議資料を、明日、全策定委員へ郵送させていただくので、何とぞよろしくお願ひしたい。(以上、事務局)</p> <p>今回のパブリック・コメントは前回と同じように広報するのか。前回はポスターをはったり、条例の素案など配ったりとかあったが。</p> <p>基本的には広報紙の12月号に掲載している。また、素案の了承が得られたので、ホームページで公開できるようにしたい。</p> <p>それから、公民館などの公共施設についても、ポスターや素案などの準備をさせていただく。配布するものは、こちらの「(仮称)川口市自治基本条例 素案」と、先ほど説明いただいた参考資料「(仮称)川口市自治基本条例 新旧対比表」とする。(以上、事務局)</p> <p>閉 会 運営調整部会長 何かご意見はあるか。</p> <p>なし</p> <p>運営調整部会長 なければ、以上をもって、第12回自治基本条例運営調整部会を閉会とする。慎重なご審議ありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
次回以降日程	次回 平成21年1月8日 午後6時30分から